

## すいたレジ袋削減・マイバッグ推進協議会規約

### (名称)

第1条 この協議会は、すいたレジ袋削減・マイバッグ推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 協議会は、市民、市民団体、事業者及び市が相互に連携し、日常生活や事業活動などあらゆる場面での環境負荷の軽減に向け、自らのライフスタイルを見直し、ごみの排出抑制を図る契機とするため、マイバッグ運動等を推進してレジ袋を削減することを目的とする。

### (事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) レジ袋の削減を図るためのマイバッグ運動等の推進に関すること。
- (2) レジ袋の削減目標に関すること。
- (3) 市民の意識高揚を図る啓発に関すること。
- (4) その他、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

### (組織)

第4条 協議会は、第2条の目的に賛同する別表に掲げる団体及び事業者等（以下「構成団体」という。）をもって組織する。

- 2 協議会の委員は、構成団体の代表者及び構成団体が指名する者とする。

### (会長)

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長は、委員が互選する。
- 4 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が召集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

### (部会)

第7条 協議会は、第3条の事業を遂行するために、部会を設けることができる。

- 2 部会の設置及び運営に関する規則は、別に定める。

### (事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、吹田市環境部環境政策室に置く。

(補則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この、規約は、平成21年1月26日から施行する。

附 則

この、規約は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この、規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この、規約は、平成28年4月1日から施行する。

別表

学識経験者	三輪 信哉 (大阪学院大学国際学部教授)
事業者等	イオンリテール(株) (株)いかりスーパーマーケット イズミヤ(株) 生活協同組合コープこうべ 大阪よどがわ市民生活協同組合 (株)関西スーパーマーケット (株)光洋 (株)ダイエー (株)阪食 (株)平和堂 (株)ライフコーポレーション 吹田商工会議所 吹田市商業団体連合会
市民団体等	アジェンダ21すいた 吹田市自治会連合協議会 吹田市消費者団体協議会 吹田市廃棄物減量等推進員地区代表者連絡会 吹田母子会 (公財)千里リサイクルプラザ
行政	吹田市